

# まちづくり三法と地方自治体

— 大分県における取組状況と今後の課題 —

別府大学短期大学部 経営情報文化科

助教授 関谷 忠

## I はじめに

近年の小売商業を取り巻く経営環境は、少子高齢化の進展、女性の社会進出、交通体系の整備、情報化・国際化の進展、大店法の廃止等により大きく変化している<sup>1)</sup>。

こうした経営環境の変化により、都市中心部に立地する大型店の相次ぐ閉鎖とは対照的に、郊外部やロードサイドに駐車場完備の大規模商業集積が形成され、各地で中心市街地の空洞化が進行している。

このような状況の中で、いわゆる「まちづくり三法」といわれる中心市街地活性化法<sup>2)</sup>、大規模小売店舗立地法、改正都市計画法が制定された。

以下この論文では、まちづくり三法すべてが施行されてから9ヶ月余りが経過し、各自治体等で諸々の取り組みがなされている中で、まちづくり三法と地方自治体の関わりについて、大分県での

取組状況を明らかにするとともに、今後の課題を検討していきたい。

## II まちづくり三法の概要

### (1) 中心市街地活性化法

中心市街地活性化法は、都市の中心の市街地が地域の経済及び社会の発展に果たす役割の重要性にかんがみ、都市機能の増進及び経済活力の向上を図ることが必要であると認められる中心市街地について、地域における創意工夫を生かしつつ、市街地の整備改善及び商業等の活性化を一体的に推進するための措置を講ずることにより、地域の振興及び秩序ある整備を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的としている（法第1条）。

法律の基本的考え方<sup>3)</sup>は、①市町村のイニシアティブ、②「市街地の整備改善」と「商業等の活性化」が車の両輪、③「都市化社会」から「都市

表1 まちづくり三法施行までの経緯

	中心市街地活性化法	大規模小売店舗立地法	改正都市計画法
閣議決定	平成10年2月10日	平成10年2月24日	平成12年3月14日
国会提出	平成10年2月12日	平成10年2月24日	平成12年3月15日
衆議院通過	平成10年5月8日	平成10年5月8日	平成12年4月20日
参議院通過	平成10年5月27日	平成10年5月27日	平成12年5月12日
法案成立	平成10年5月27日	平成10年5月27日	平成12年5月12日
公布日	平成10年6月3日	平成10年6月3日	平成12年5月19日
施行日	平成10年7月24日	平成12年6月1日	平成13年5月18日

(出典) 経済産業省の資料を参考に作成

1) こうした変化の状況は、大分県地域商業構造変化対策検討委員会『構造変化時代の地域商業活性化指針』大分県商業・流通課、1997年及び大分県地域商業活性化検討委員会『新しいまちづくりをめざした地域商業活性化指針』大分県商業・流通課、1999年に詳しく取り上げられている。

2) 正式な法律名は「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律」である。

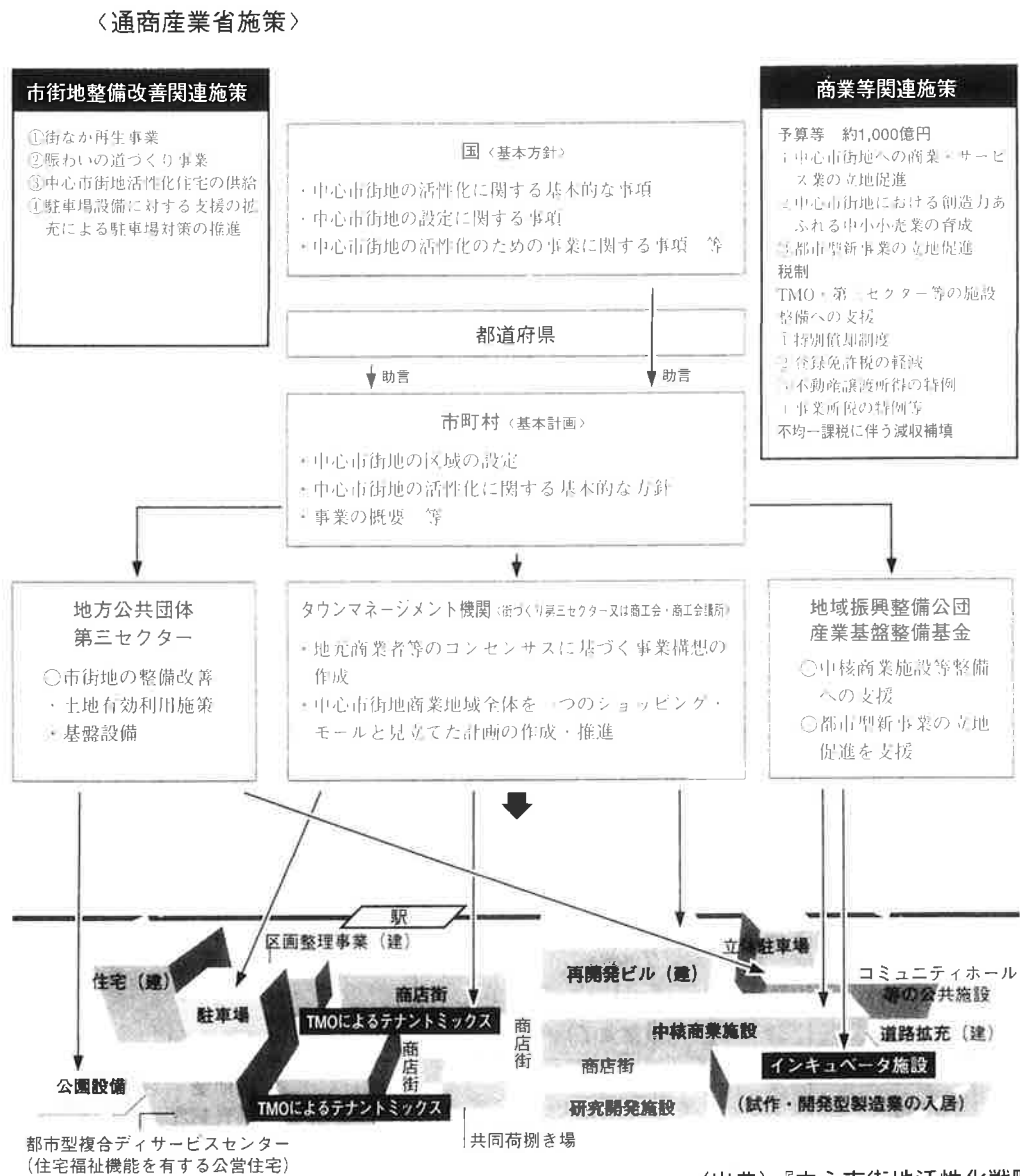
3) 通商産業省産業政策局中心市街地活性化室・中小企業庁小売商業課編『中心市街地活性化対策の実務』ぎょうせい、1998年、3頁。

型社会」への歴史的転換期に当たっての「都市の再構築」、④個店や商店街に着目した「点」、「線」から、「面」的な商業活性化策へ、⑤各省協議会等、関係省庁の連携による各種措置の一体的推進である。

具体的なスキーム<sup>4)</sup>は、①国が「基本方針」を作成、②市町村が基本計画に即して市街地の整備

改善及び商業等の活性化を中核として関連施策を総合的に実施するための「基本計画」を作成し、国及び都道府県は助言、③市町村の「基本計画」に則って中小商業の高度化を推進する機関(TMO<sup>5)</sup>)・民間事業者等が作成する商店街整備や中核的商業施設整備事業等に関する事業計画を国が認定し、支援を実施するというものである。

図1 中心市街地活性化策のイメージ



4) 通産省・中小企業庁編、前掲書、3頁。

5) 1 TMO (Town Management Organization) は、中心市街地における商業集積を一体として捉え、業種構成、店舗配置等のテナント配置、基盤整備及びソフト事業を総合的に推進し、中心市街地における商業集積の一体的かつ計画的な整備をマネージ(運営・管理)する機関です。すなわち、様々な主体が参加するまちの運営を横断的・総合的に調整し、プロデュースします。時には、施設の建設主体となることもあります。

2 TMOの事業実施地域は、市町村の基本計画で決定されますが、TMOが具体的にどのような機関で、どのようなプロジェクトに取り組むかは、TMOになろうとする機関が策定する構想(TMO構想(中小小売商業高度化事業構想))を市町村が認定することによって決定されます。(通産省・中小企業庁編、前掲書、89頁)

表2 全国における中心市街地活性化基本計画の策定状況等

計 画 等	市 町 村 数
中心市街地活性化基本計画	455市区町村 (467地区)
TMO構想	186団体

(出典)中心市街地活性化室ホームページ

こうした中心市街地における商業振興の考え方については産業構造審議会流通部会・中小企業政策審議会流通小委員会合同会議による中間とりまとめ<sup>6)</sup>に集約されている。

また、国は中心市街地活性化法に基づき、地域住民等の理解と協力を得るとともに民間事業者の能力の活用を図りながら進められる市町村の主体的な取組みを、関係省庁が連携しつつ支援し、市町村等が各種の事業を総合的に実施するための基本的な指針を定めている。この指針において具体的に中心市街地の活性化の意義、基本計画に基づく各種事業の一体的推進の重要性、基本計画に基づく各種事業の一体的推進に当たっての基本的視点、中心市街地の位置及び区域に関する基本的事項等が詳しく定められている<sup>7)</sup>。

## (2) 大規模小売店舗立地法

平成9年12月24日の産業構造審議会流通部会・中小企業政策審議会流通小委員会合同会議中間答申<sup>8)</sup>によると、小売業を巡る環境変化の中で大型店に関する政策については基本的な考え方の転換が必要であるとしている。つまり当時の大規模小売店舗法は、その目的、手段の構成上、近年高まりつつある社会的要請に応えることを予定したシステムとなっていないと指摘している。さらに結論としては、大型店に関する政策としては、大型店の立地に伴う計画的な地域づくりや交通・環境に与える諸問題を解決するため新たな実効性ある政策対応へ転換すべきであると指摘している。

また、大型店に関する政策については次の2点

を示し、実効性ある政策的対応へ転換することとし、その実行に伴い、当時の大店法に基づく調整はその使命を終えることになるとしている。

① 都市計画体系における法改正等とその柔軟かつ機動的な活用

② 「大規模小売店舗立地法」(仮称)の制定

こうした答申を踏まえて生まれた大規模小売店舗立地法は、大規模小売店舗の立地に関し、その周辺の地域の生活環境の保持のため、大規模小売店舗を設置する者によりその施設の配置及び運営方法について適正な配慮がなされることを確保することにより、小売業の健全な発達を図り、国民経済及び地域社会の健全な発展並びに国民生活の向上に寄与することを目的としている(法第1条)。

また、通商産業大臣は、大規模小売店舗の立地に関し、その周辺地域の生活環境の保持を通じた小売業の健全な発達を図る観点から、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針<sup>9)</sup>を定め、これを公表するものとしている。

### ワンポイント・アドバイス

#### 「大型百貨店と大型総合スーパーの違い」

商業統計上では業態分類として、両者とも売場面積3,000㎡以上、取扱商品は衣・食・住の商品群のそれぞれが10%以上70%未満、従業員50人以上のものをいいます。

しかしながら、スーパーでは売場面積の50%以上についてセルフサービス方式を採用しており、百貨店では対面販売方式が主体となっています。

- 6) 通商産業省産業政策局流通産業課編「産業構造審議会流通部会・中小企業政策審議会流通小委員会合同会議中間答申(平成9年12月24日)」『これからの大店政策—大店法からの政策転換』通商産業調査会、1998年、18-22頁。
- 7) 「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律第五条第一項の規定に基づき、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する基本的な方針」(平成10年7月31日、農林水産省・通商産業省・運輸省・郵政省・建設省・自治省告示第一号)。
- 8) 通商産業省産業政策局流通産業課編、前掲書、1-17頁。
- 9) 「大規模小売店舗立地法第四条第一項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」(平成11年6月30日、通商産業省告示第三百七十五号)。

表3 大規模小売店舗立地法（新法）と大規模小売店舗法（旧法）

項目	大規模小売店舗立地法	大規模小売店舗法
目的	大型店と周辺的生活環境との調和を図っていくために店舗設置者に一定の配慮を求める。	大型店の事業活動を調整することにより、中小小売業の事業活動の機会を確保する。
対象店舗	店舗面積1,000㎡を超えるもの	店舗面積500㎡を超えるもの
調整対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 駐車需要の充足</li> <li>・ 交通渋滞、交通安全</li> <li>・ その他住民、業務の利便確保</li> <li>・ 騒音防止</li> <li>・ その他生活環境悪化防止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 店舗面積</li> <li>・ 開店日</li> <li>・ 閉店時刻</li> <li>・ 年間休業日数</li> </ul>
調整期間	10月以内	12月以内
運用主体	都道府県・政令指定都市	第一種店舗：通商産業大臣 (3,000㎡以上、政令指定都市6,000㎡以上) 第二種店舗：都道府県知事 (3,000㎡未満、政令指定都市6,000㎡未満)
意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都道府県が聴かなければならない市町村</li> <li>・ 意見を述べることができる居住者、事業者、商工会議所、商工会、その他団体</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大規模小売店舗審議会が聴取する意見聴取会議（消費者、小売業者、学識経験者）</li> <li>商工会議所、商工会</li> <li>申出者</li> <li>・ 意見を申し出ることができる都道府県知事（大臣あて：第一種）</li> <li>市町村長（知事あて：第一種、第二種）</li> </ul>
勧告	・ 勧告に従わなかった場合 ↓ 公表	勧告に従わなかった場合 変更命令 ↓ 営業停止命令（1年以内） ↓ 罰金（300万円以内）

（出典）大分県商業・流通課資料により作成

こうした指針は大型店の周辺的生活環境の保持を目的とする地方の条例・要綱であっても、大規模小売店舗立地法及びその指針がナショナルスタンダードを示すものであることから、法で定める手続きや、指針の内容について大型店の設置者の負担を増大させるような規定（いわゆる「上乗せ規制」）をおくことができない旨自治体への十分に周知徹底を図り、国においても法の運用が適切になされるための体制を整えておくことが必要であるとしている<sup>10)</sup>。

10) 産業構造審議会流通部会・中小企業政策審議会流通小委員会合同会議『大規模小売店舗立地法第4条の指針（案）の策定に当たって』1999年5月31日、通商産業省。

11) 同上。

さらに、立地の適否判断との関係について、大型店の出店による既存中小商業者への商業上の影響を理由に大型店の出店を調整するという考え方は大規模小売店舗法の趣旨に反するものであるとし、立地の適否の判断に直接的にかかわるものについては、ゾーニング的手法で対応すべきであるとしている<sup>11)</sup>。

つまり、この法律の施行により、中小小売業の事業活動の機会を確保することを目的に店舗面積、開店日、閉店時刻、年間休業日数といういわゆる調整四項目による商業調整を行ってきた大規模小売店舗法は完全にその役目を終え、大店立地法による周辺環境の保持を目的とした社会的調整へと大幅に政策転換されたのである。

### (3) 改正都市計画法

都市計画法は、都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的としている（法第1条）。

また、都市計画は、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保すべきこと並びにこのためには適正な制限のもとに土地の合理的な利用が図られるべきことを基本理念として定めるものとしている（法第2条）。

こうした都市計画法は昭和30年代後半から40年代にかけての高度経済成長の過程で、都市への急速な人口や諸機能の集中が進み、市街地の無秩序な外延化が全国共通の課題として深刻化したことに対し、緊急に対応が求められていた社会経済情勢を背景として、昭和43年に制定され翌年施行された。しかしながら制定後30年が経過したため、今回全面改正されたものである。

今回の都市計画法の改正の基本的考え方<sup>12)</sup>は、都市計画制度を21世紀の「都市型社会」にふさわしい新たな仕組みとするために行われたもので、①中心市街地の土地利用の有効利用と活力ある都市の核づくりとして、特例容積率適用区域制度の創設、建ぺい率制限の緩和、都市施設を整備する

立体的な範囲の都市計画決定等と②郊外部を対象とした良好な田園環境でのゆとりある居住の実現として線引き制度及び開発許可制度の見直し、風致地区制度の見直し、特定用途制限地域制度の創設その他良好な環境の確保のための制度の充実、都市計画区域外における準都市計画区域制度の創設及び開発許可制度の適用がある。また、今回の改正は、地方分権の大きな流れに沿って行われたものでもあり、都市計画に関するマスタープランの充実や都市計画システムの透明化と住民参加の促進も図られている。

## III 大分県における中心市街地活性化法の取り組み

### (1) 大分県における取り組み

県では、平成10年9月11日に庁内関係28課局室による「大分県中心市街地活性化等推進会議」を設置<sup>13)</sup>し、商業・流通課、都市計画課を中心に法律施行に係る準備態勢を整えた。

また、平成10年11月13日には法律案の普及浸透を図るため、別府ビーコンプラザにおいて、市町村、商工会議所、商工会、商工業関係団体、まちづくりグループ、県地方機関（500人規模）を対象に、建設省、通産省の担当官を講師に「中心市街地活性化法に関する説明会」を開催した。

さらに、県下各市町村に対し、基本計画策定の意向確認をするとともに、該各市町村に対し大分

表4 近年における都市計画法の主な改正内容

公布年月日	改正根拠法、改正内容
平成10年5月29日	都市計画法の一部を改正する法律 ・特別用途地区の種類を具体の都市計画の中で定めることとする改正
平成11年7月16日	地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律 ・国の認可、知事の承認の明確化 ・地区計画等の決定に対する知事の同意 ・市町村都市計画審議会の法定化

(出典) 『都市計画法の運用Q&A』

12) 建設省都市局都市計画課・建設経済局民間宅地指導室・住宅局市街地建築課監修『平成12年改正都市計画法・建築基準法の解説Q&A』大成出版社、2000年、11頁。

13) 地域の特性に応じた県内市町村の中心市街地の活性化を推進するため、県庁内関係課が施策に関する国との連絡調整や情報交換を行うとともに、施策に関する市町村への助言や指導を一元的に行い、県内市町村の中心市街地における県の施策の一体的な推進を図るために大分県中心市街地活性化等推進会議を設置する。（「大分県中心市街地活性化等推進会議設置要領」大分県商業・流通課、1998年9月11日）。

表5 中心市街地活性化基本計画の策定状況

市 町 村	国への提出年月日	まちづくりの基本方針
中 津 市	平成11年9月 2日	「溜」(たまる)のある街づくり
別 府 市	平成12年4月28日	歩いて楽しい泉都別府の中心街
日 田 市	平成12年6月23日	天領日田～時間(とき)が輝くまち
大 分 市	平成12年8月 8日	胸はずむ個性ゆたかなふれあいのまち
佐 伯 市	平成12年8月29日	豊かなくらしを次代につなぐふるさと
臼 杵 市	平成12年9月21日	いきいき・きらきら・生涯現役の「まちななか」

(出典) 中心市街地活性化室ホームページと各市の基本計画書から作成

県中心市街地活性化等推進会議を窓口にご相談・助言に取り組んでいる。

### (2) 市町村における取り組み

市町村においては中津、別府、日田、大分、佐伯、臼杵の6市が基本計画を策定しており、この他にも現在2市が策定を検討中である。

### (3) 今後の課題

県内では、6市において基本計画は策定されたが、これを受けたTMO構想作成による事業実施には結びついていない。これはアメリカのBID<sup>14)</sup>のようにTMOがその運営のための自主財源を持たないため、TMOを主体とした事業実施に結びついていかないものと考えられる。

また現在2市において基本計画策定が検討されているが、他の市町村においては策定の動きが見られていない。今後、関係機関の協議により、各地域での積極的な取り組みが望まれる。

## IV 大分県における大規模小売店舗立地法の施行状況

### (1) 大分県における取り組み

県では、大規模小売店舗立地法及び指針等の周知を図るため、平成11年9月10日に大分市コンパルホールにおいて、市町村、大型店等の担当者を集め、九州通商産業局の担当官による説明会を開催した。

また、新法施行に当たり、商業調整から社会的調整へと政策転換され、調整対象が交通渋滞・安全、駐車場、騒音、廃棄物等多岐にわたるため平成11年11月17日に関係8課からなる大規模小売店舗立地法の運用に係る庁内委員会を設置<sup>15)</sup>し、法的確な運用体制を整えた。

さらに、大規模小売店舗立地審議会を条例設置<sup>16)</sup>し、処理手続きの公正さの確保を図るとともに、知事の諮問に答えるシステムを創設した。

こうして運用体制の整えられた新法の施行後における大規模小売店舗新設の届出状況は表6のとおりであり、消費が低迷する中で出店コストが増大することで出店にブレーキがかかっていると考えられている<sup>17)</sup>。

14) BID (Business Improvement District)、BIDはその歴史も新しいし、設立を認める州法の定めが各州でかなり異なることもあって、共通の定義を下すことは難しい。ただ、もっとも基本的でかつ多くの場合共通するのは、定められた地区(一般的にはダウンタウンの特定地区)内で、そのための費用を地区内の不動産所有者および(または)事業者が特別税または特別料金として負担する代わりに、当該地区で必要とされる特別なニーズに対応する施設・設備やサービスを提供する権限を持つ組織ということになる。(原田英生『ポスト大店法時代のまちづくり』日本経済新聞社、1999年、149-150頁)。

15) 大規模小売店舗立地法の法的確な運用を行うため、大規模小売店舗立地法の運用にかかる庁内委員会を設置する。(「大規模小売店舗立地法の運用に係る庁内委員会設置要領」大分県商業流通課、1999年11月17日)

16) 「大分県大規模小売店舗審議会条例」として2000年の3月議会に提案され、2000年3月31日に公布、施行は大規模小売店舗立地法の施行日とされた。審議会は、会長及び委員5人以内で組織するものとされ、生活環境に関する専門知識その他の学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。また、審議会の庶務は商工労働観光部商業・流通課において処理することになっている。

17) 「新規出店に慎重—大店立地法施行から半年」(『大分合同新聞』2001年1月9日付朝刊)。

表6 大規模小売店舗立地法による新設届出状況

大規模小売店舗名	市町村	届出者名	届出年月日
パークプレイス大分	大分市	福岡地所	平成12年6月 1日
サンリブ明野	大分市	マルショク	平成13年2月14日
パークプレイス大分 (B)	大分市	福岡地所	平成13年6月29日

(出典) 大分県商業・流通課資料により作成

## (2) 市町村における取り組み

県は設置者の届出等に係る公告をしたときには、速やかにその旨を市町村に通知し、当該公告の日から4月以内に、市町村から当該公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を聞かねばならない(法第8条)。このため市町村においては県に対する意見の取りまとめに当たり、処理の公正さを確保するためのシステム<sup>18)</sup>づくりが必要ではないかと考えられる。

## (3) 今後の課題

法律施行後、8ヶ月の猶予期間も経過し、平成13年2月からは新法による調整が始まっている。こうした中で、ナショナルスタンダードである指針による調整上問題点が出てくれば、5年後を目途とした見直し作業の中で駐車需要、交通渋滞、騒音、ゴミ処理問題等について検討が必要になると思われる。

また、産業構造審議会流通部会・中小企業政策審議会流通小委員会合同会議委員である大阪市立大学の石原武政教授は、この制度が今後正常に定着していくためには、次の二点がどうしても必要であると指摘している<sup>19)</sup>。第一は、自治体や商業者が立地規制や環境規制を文字通り都市計画や生活環境の問題として議論することであり、間違ってもそこに需給調整的な観点を持ち込んではいならない。第二は大型店が地域の小売業者として、出店するその地域に積極的に貢献するという姿勢である。

## V 大分県における改正都市計画法の施行状況

### (1) 大分県における取り組み

県では平成12年7月から8月にかけて県下各土木事務所に所管する市町村の職員を集め、改正都市計画法及び市町村の新たな役割説明会を開催し、改正法の周知と運用体制の確立を図った。

また、今回の県による都市計画マスタープランは、法施行後3年以内に策定することが義務付けられているため県では平成15年度を目標にマスタープランの策定作業に取りかかっている。

一方、平成11年度には市町村等に対するまちづくり対策の横断的な指導窓口として都市計画課内に「まちづくり推進班<sup>20)</sup>」が創設され、夜間の現地指導等キメ細かな対応が図られている。

### (2) 市町村における取り組み

現在、都市計画区域を指定しているのは、大分市、別府市、中津市、日田市、佐伯市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、国東町、日出町、挾間町、湯布院町、佐賀関町、三重町、玖珠町の11市7町である<sup>21)</sup>。

しかしながら、市町村マスタープランを策定しているのは大分市、日田市、宇佐市、日出町、玖珠町の3市2町に過ぎない。こうした中、中津市が今年度末を目標に策定作業中であり、佐伯市、挾間町が策定作業にとりかかっている。

一方行政実務の現場では、近年の地方分権の流れの中で、市町村都市計画審議会の法定化や開発

18) 大分市では2000年5月22日に「大分市大規模小売店舗立地法庁内調整会議」を設置して意見のとりまとめを行っている。(大分市商工労政課)

19) 「大店立地は都市の視点で」(『日本経済新聞』2000年9月16日付朝刊)。

20) まちづくり推進の行政主体は市町村であるが、市町村レベルの組織づくりは相対的に遅れている。このため、大分県庁の土木建築部内はもとより部外も含め、横断的なまちづくりの総合窓口と計画策定の調整機能をもった組織として創設された。(大分県都市計画課)

21) 大分県土木建築部都市計画課『大分県の都市計画』大分県、1999年、8頁。

行為の許可等市町村に大幅な権限委譲がされており、専門職員の育成が急務となっている。

### (3) 今後の課題

現在、大分県下で都市計画区域を定めているのは11市7町に過ぎず、県総面積に対する割合は都市計画区域が16.7%（市街化区域2.1%、市街化調整区域4.9%、未線引き区域9.7%）、都市計画区域外は83.3%を占めている<sup>22)</sup>。

また、県総人口に対する割合では都市計画区域が77.4%（市街化区域42.3%、市街化調整区域3.3%、未線引き区域22.6%）、都市計画区域外が22.6%を占めている<sup>23)</sup>。

都市部への人口集中の結果、面積割合と人口割合では大きな開きが生じているものの、未線引き白区域や都市計画区域外に対する改正法の対応が急がれる。

また、商業振興等地域の実情を加味したマスタープランを策定し、その実現のために、新制度により充実されたゾーニング的手法を活用した土地利用規制を、どこまで実施できるか今後の大きな課題である。

## VI) まとめ

中心市街地活性化法、大規模小売店舗立地法、改正都市計画法のいわゆる「まちづくり三法」と地方自治体の関わりについて大分県での取り組み状況を明らかにするとともに、それぞれの問題点を取り上げた。

いずれの法律も、規制緩和や地方分権の流れの中で地域住民に直結した市町村に対し、大幅な権限委譲がなされており、その役割が非常に重要となっている。

しかしながら、市町村においては、長期にわたる景気低迷の中で、地方財政も税収の減少や財政構造改革の荒波を受け、危機的状况に陥りつつある。

こうした中で、これからは地域住民自らが、行政に頼ることなく、自らが生活している地域を見つめ直す中で、自分達の創意工夫により、特色あ

る地域づくりに積極的に取り組んで行くことが必要である。

### 《参考文献》

- ・建設省都市局都市計画課・建設経済局民間宅地指導室・住宅局市街地建築課監修『平成12年改正都市計画法・建築基準法の解説Q&A』大成出版社、2000年。
- ・建設省都市局都市計画課監修、都市計画法研究会編『都市計画法の運用Q&A』ぎょうせい、1998年。
- ・通商産業省環境立地局立地政策課編『よみがえれまちの顔』通商産業調査会、1998年。
- ・通商産業省産業政策局中心市街地活性化室・中小企業庁小売商業課編『中心市街地活性化対策の実務』ぎょうせい、1998年。
- ・通商産業省産業政策局中心市街地活性化室編『中心市街地活性化法の解説』通商産業調査会、1998年。
- ・通商産業省産業政策局流通産業課編『これからの大店政策 大店法からの政策転換』通商産業調査会、1998年。
- ・原田英生『ポスト大店法時代のまちづくり』日本経済新聞社、1999年。
- ・中小企業総合研究機構編『米国の市街地再活性化と小売商業』同友館、2000年。
- ・中心市街地活性化研究会編『中心市街地活性化戦略』ケイブ出版、1998年。

### まちづくり先進地研修旅行

別府大学短期大学部経営情報文化科では、去る1月29日から2月1日にかけて、学生80人が主体となり、まちづくり先進地研修旅行を実施しました。

目的地は滋賀県長浜市、北国街道沿いの明治時代に建築された旧第三十銀行長浜支店である「黒壁銀行」を核とした黒壁スクエアです。

前日の降雪による寒さの中、学生達は足を棒にして懸命に実地調査を行いました。

「百聞は一見にしかず」で、ガラス工芸館やオルゴール館をはじめ歴史的町並みの中にタイムスリップし、地域の方々のホスピタリティを実感する等、予想以上の成果が上がりました。

22) 前掲8頁。

23) 前掲8頁。